

令和 4 年 4 月 25 日

公益社団法人 神奈川県病院協会
会長 吉田 勝明 様

横浜市立大学
学長 相原 道子



文部科学省「ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業」
事業推進体制へのご参画について（依頼）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は本学の教育研究活動に格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて、この度本学では文部科学省の標記事業への申請を予定しております。地域医療充実に資する人材育成を目標とする本事業推進を通じ、貴協会とこれまで以上の連携を重ね、またご指導をいただきながら、共に地域医療の充実にまい進して参りたいと考えております。

つきましては、本事業の事業推進体制にご参画頂き、事業推進名簿に貴協会から 1 名のお名前を掲載させていただけないでしょうか。誠に厚かましいお願いではございますが、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

敬具

本件問合先

横浜市立大学医学教育推進課
担当 胡子（えびす）
〒236-0004 横浜市金沢区福浦 3-9
TEL：045-352-7968
FAX：045-787-2767

ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業 地域のグローバル化に対応した医師の育成

神奈川県の実地医療の課題

- ・県西、県北、三浦の医療
- ・地域のグローバル化
- ・感染症対応 ・総合診療医
- ・緩和医療 ・ICT対応

養成される人材像

感染・総合診療・緩和医療・ICTに造詣が深く、
グローバルな広い視野を持った、
神奈川県で医療実践する医師

この事業での知見は、地域のグローバル化の問題を抱える全国の地域へ展開を図ることを念頭に置いている。

入学前教育

学部教育

神奈川県キャリア
形成プログラム

グローバル化した地域
での医療実践

- ・小中高への医療教育コンテンツ作成と出張授業
- ・地域枠に関する入試広報の充実 ・高大連携

- ・既存6科目の改変による全員への地域教育
- ・留学支援
- ・地域枠対象の新設科目

- ・キャリア形成プログラム参加により海外留学、大学院進学等について中断期間として正式に認められる。

- ・生涯教育システムとしての総合診療医学による「よろず相談」による医療実践の支援とキャリア相談

地域枠学生対象の新設単位認定科目 「グローバル地域医療学」

・将来の専攻に関わらず基礎となる共通オンデマンドコンテンツによる学習

・地域枠学生が集い地域医療と地域のグローバル化を学ぶ集中講座

総合診療

感染症

ICT

異文化の理解

緩和医療

Native speakerの医療者による
コミュニケーションの学修

神奈川県

実施体制

北里大学

横浜市立大学

横浜市

神奈川県医師会

神奈川県病院協会

横浜市医師会

自治医科大学神奈川県人会

国民健康保険内郷診療所

足柄上病院

三浦市立病院

平戸市民病院

飯塚病院

うわまち病院

公立大学法人横浜市立大学の基本概念（抜粋）「地域貢献」

医学部の使命（抜粋）「地域社会や国内外で活躍できる、医学・看護を担う人材育成」

医学科ディプロマ・ポリシー（抜粋）「基礎医学・地域医療から先端医療まで、幅広い分野で活躍する上での基本となる医学の知識・技術が身についている」

医学科コンピテンシー（抜粋）「他者を理解し、互いの立場を尊重した関係を構築し、コミュニケーションをとることができる」

養成する人材像

「感染・総合診療・緩和医療・ICTに造詣が深く、グローバルな広い視野を持った神奈川県で医療実践する医師」

カリキュラムマップ

卒業後 (義務年限後)	生涯教育システムとしての総合診療科による「よろず相談」	
卒業後 (義務年限中)	臨床研修・神奈川県キャリア形成プログラム *キャリア形成プログラム参加により、海外留学、大学院進学等についても中断期間として正式に認められる。	
在学中	必修科目（地域枠、一般枠ともに必須）	選択科目（地域枠必須、一般枠の受講も妨げない）
5～6年次	クリニカル・クラークシップ（地域保健医療学実習） 総合診療医学Ⅱ	新設科目 グローバル地域医療学 ・指定診療科(産婦人科、小児科、麻酔科、外科、内科、救急科、総合診療科)のいずれか従事する際基礎となる感染・総合診療・緩和医療、ICTの理解と修得 ・グローバルな広い視野のためのコミュニケーション能力や医療の社会性、医療人類学の理解と修得 ・地域のグローバル化と医療についての考察能力の修得 ・オプション：留学支援（地域枠希望者）
4年次	総合診療医学Ⅰ	
3年次	地域保健医療学	
2年次	医療コミュニケーション論	
1年次	医療と社会	
入学前	小中高への医療教育、出張授業、地域枠に関する入試広報の充実	

令和4年度 大学教育再生戦略推進費
「ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業」
公募要領

令和4年3月
文部科学省

令和4年度 大学教育再生戦略推進費¹
「ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業」
公募要領

1. 背景・目的

(1) 背景

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、地域における医療体制の見直しや医師の地域偏在及び診療科偏在を解消する重要性が再認識されるとともに、高度医療の浸透や地域構造の変化（総合診療医の需要の高まり、難治性疾病の初期診断・緩和ケアの重要性等）を踏まえた新時代に適応可能な医療人材の養成といった課題が浮き彫りとなったところ、これらの課題解消に資するためにも、地域にとって必要な医療を提供することができる医師を養成するための学生への学部段階からの動機づけ・資質能力の育成を図る実習・講義等の教育プログラムの更なる充実が求められています。

(2) 目的

本事業は、大学医学部における養成課程の段階から医師の地域偏在及び診療科偏在や高度医療の浸透、地域構造の変化等の課題に対応するため、将来、地域医療に従事しようとする意思をもつ学生を選抜する枠（以下、「地域枠」という。）を活用し、地域にとって必要な医療を提供することができる医師の養成²に係る教育プログラムの開発・実施を行う教育拠点を構築することを目的としています。

¹ 「大学教育再生戦略推進費」（以下「再推費」という。）とは、中央教育審議会等における大学教育改革に関する提言のうち、①世界に誇れるトップレベルの教育研究活動を実践する大学の機能を飛躍的に高め、世界に発信していくことで、我が国の高等教育・学術研究のプレゼンス向上を図る事業、②大学における革新的・先導的教育研究プログラムを開発・実施する取組や、迅速に実現すべきシステム改革を支援・普及することで、大学教育の充実と質の向上を図る事業を重点的に支援する補助金の総称。

² 例えば、総合診療や救急医療、感染症、難治性疾患に対応できる医療人材養成など、地域の医療ニーズを踏まえる必要があります。

2. 対象となる事業について

(1) 新規公募事業の概要

本事業は、地域にとって必要な医療を提供することができる医師を養成するために、都道府県との連携の下、地域枠を活用し、医師養成課程である学部教育の初期段階から、学生が地域にとって必要な医療を志向するための動機づけや、資質能力の養成を図る実習・講義等の教育プログラムの開発・実施、地域医療実習の拡充を行う教育拠点を構築する取組を支援します。

(2) 事業要件

以下の要件を全て満たす事業を対象とします。

- ① 「(1) 新規公募事業の概要」を踏まえ、
 - ・地域枠学生や地域医療に関心のある医学生等を対象とした、地域にとって必要な医療を志向するための学部段階からの動機づけ・資質能力の育成を図る実習・講義等の教育プログラムを複数分野にわたる横断的なものとして新たに構築し、正規課程に位置付けるもの。(これまで実施していた教育プログラムを発展的に改変・拡充する場合を含む。)
 - ・地域枠学生や地域医療に関心のある医学生等を対象とした、入学後の早期より地域で求められる医療を提供する意識の涵養を促し、資質能力の向上を図るための実習を新たに構築し、正規課程に位置付けるもの。(これまで実施していた教育プログラムを発展的に改変・拡充する場合を含む。)
- ② 実習の導入教育や振り返りのために活用することができるオンデマンド教材等の学修を補完できるなど実習を充実させるための効率的で高度な教育コンテンツを段階的かつ継続的に作成・開発するもの。(連携校間で開発したコンテンツを共有する場合を含む。)
- ③ 都道府県等と連携し、地域の医療ニーズを絶えず把握するとともに、地域での実習受入機関の拡充について協力を得られるもの。
- ④ 教育プログラムは、学部としての養成すべき人材像を明確にした上で、求められる資質や能力を涵養するために必要な教育内容を複数の科目等により体系的に編成し、効果的な教育を行うもの。また、受講者が受講しやすい環境整備にも配慮したもの。
- ⑤ 新たな教育プログラムを構築・実施するに際し、もしくは、実施した教育を幅広く展開する上で、他大学等の協力を得られるもの。
- ⑥ 補助期間終了後も第三者評価等の結果を取り入れるなど発展的かつ継続的な活動を行い、本事業により構築された人材養成プログラム等を他大学・他地域へ広く普及させるもの。そのために、都道府県との人材養成・卒後臨床研修に係る連携をこれまで以上に推進するなど、具体的な工夫や学修環境の整備が計画されているもの。

(3) 選定件数

11件程度。ただし、申請の状況等により予算の範囲内で調整を行うことがあります。

(4) 補助期間

最大7年間。ただし、国の財政事情等によりこれを必ず保証するものではありません。
なお、補助期間開始から4年目の令和7年度に中間評価を実施し、5年目以降の取扱いについて検討します。

(5) 事業規模

補助金基準額 : 70,000千円（初年度・年間）

- ① 事業の審査に当たり、計上している額の多寡のみで優劣が生じることはありません。
- ② 事業規模や費用対効果等を勘案し、事業遂行に真に必要な額を計上してください。経費の妥当性、不可欠性も審査の対象となります。そのため、明らかに過大、不必要な経費を計上している場合は評価に影響することになります。
- ③ 総事業費が補助金基準額を超える場合、補助金基準額との差額は自己負担となります。
- ④ 次年度以降の補助金基準額については、予算の範囲内で調整する場合があります。
- ⑤ 補助期間終了後の継続的な事業実施を図る観点から、事業に対する補助金の配分額については、補助期間最終年度の前年は当初配分額の2/3に、最終年度は当初配分額の1/3に逡減させることを予定しているため、外部資金等の獲得方法など、補助期間中の自己負担比率をどのように高めていくか等を明確にしてください。

3. 申請資格・要件等

(1) 申請者等

① 対象機関

国公立大学³のうち診療科選定地域枠を置くなど、地域で求められる医師の養成に積極的に取り組む医学部医学科を置く大学⁴を対象とします。

³ 学校教育法第2条第2項に規定する国立学校、公立学校及び私立学校（学校法人が設置する学校に限る。）。

⁴ 地域枠のうち、その従事要件として選択可能な診療領域として、対象都道府県における診療科偏在の状況等からして必要性の高い診療領域を原則複数設定している枠（診療科選定地域枠）を置くほか、臨時定員・恒久定員問わず地域枠等を置いている大学であって、これら地域枠等制度と教学面の取組により医師の地域偏在及び診療科偏在の解消に貢献しようとする大学。

② 事業者・申請者

事業者は設置者、申請者は学長とし、本事業への申請は、文部科学大臣宛に行うこととします。また、事業を実施する複数の大学のうち、主となる一つの大学（以下「代表校」という。）が代表して申請してください。

③ 申請単位

申請は、大学を単位とします。それ以外の単位（学部、学科、研究科、専攻、専攻課程等）で申請することはできません。

④ 事業責任者

事業の実現に中心的役割を果たすとともに、責任を持つ事業責任者を選任してください。なお、事業責任者は大学に所属する常勤の役員又は教員とします。

⑤ 連携体制

大学及び都道府県等他機関との連携を基本としますが、その際、各主体の壁を越えた「組織」対「組織」の関係の下での連携体制を構築することとし、必要に応じ組織として協定等を締結するものとしてください。

(2) 申請可能件数

一つの大学が申請できる件数は、代表校か否かに関わらず 1 件とします。

(3) 申請資格

以下のいずれかに該当する大学は、本事業に申請できません。代表校のみならず、連携して事業を実施する他の大学（以下、「連携校」という。）も対象となります。

(組織運営関係)

- i) 学生募集停止中の大学
- ii) 学校教育法第 109 条の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、「不適合」の判定を受けている大学
- iii) 次に掲げる表において、全学部それぞれの令和 4 年度のものを含む直近の修業年限期間中、連続して下段の収容定員充足率を満たしていない大学

区分	学士課程 (全学部)
収容定員充足率	70%

- iv) 「私立大学等経常費補助金」において、定員の充足状況に係る基準以外の事由により、前年度に不交付又は減額の措置を受けた大学